

# 第89期

## 定時株主総会招集ご通知



# 熊谷組

**開催日時** 2026年6月26日（金曜日）  
午前10時

**開催場所** 東京都新宿区津久戸町2番1号  
当社 東京本社 大会議室

- 決議事項**
- **第1号議案**  
剰余金の配当の件
  - **第2号議案**  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
  - **第3号議案**  
監査等委員である取締役2名選任の件
  - **第4号議案**  
補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

**議決権行使期限** 2026年6月25日（木曜日）  
午後5時30分まで



## ごあいさつ



株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第89期定時株主総会を6月26日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長 上田 真

## 高める、つくる、そして、支える。

私たちがつくるのは、単なる建物や建造物だけでなく、そこに集う人々とともに作りあげていくコミュニティです。

(証券コード 1861)  
2026年6月3日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株 主 各 位

本 店 福井市中央2丁目6番8号  
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号  
株式会社 熊 谷 組  
取締役社長 上 田 真

## 第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.kumagaigumi.co.jp/ir/library/stockinfo/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト及び三井住友信託銀行ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）の場合は、銘柄名（熊谷組）又は証券コード（1861）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませよう、お願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



三井住友信託銀行ウェブサイトの場合は、同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードを入力、ログインのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行ウェブサイト  
<https://www.soukai-portal.net>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日)午前10時
  2. 場 所 東京都新宿区津久戸町2番1号 当社 東京本社 大会議室
  3. 目的事項
    - 報告事項 1. 第89期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第89期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

**第3号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件

**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部ではありません。
  - ・会社の体制及び方針
  - ・連結株主資本等変動計算書
  - ・連結計算書類の連結注記表
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・計算書類の個別注記表
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なおご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び三井住友信託銀行ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによる 議決権行使の場合



### 行使期限

2026年6月25日  
(木曜日)  
午後5時30分まで

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

詳しくは次ページへ

## 書面(郵送)による 議決権行使の場合



### 行使期限

2026年6月25日  
(木曜日)  
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

## 株主総会に ご出席される場合



### 株主総会開催日時

2026年6月26日  
(金曜日)  
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## (ご参考)『株主総会ポータル®』のご案内 招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

### POINT 1

## スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。株主総会資料も閲覧できます。

### POINT 2

## 簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取り簡単にアクセスできます。

**ID・パスワードの入力は不要です。**

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### POINT 3

## 議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。

議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



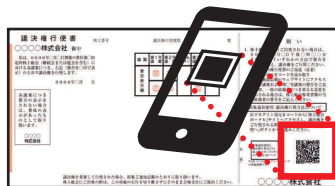
# インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

## QRコードを読み取る方法「スマート行使<sup>®</sup>」

### スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル<sup>®</sup>トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



「スマート行使<sup>®</sup>」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」（ただし議決権行使ウェブサイトへアクセスするパスワードを株主様ご自身で変更されている場合は変更後のパスワード）をご入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

## PC等による議決権行使方法

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」のご入力により、議決権行使が可能です。

株主総会ポータルのご利用方法・  
インターネットによる議決権行使に  
関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しては、本總會につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## (ご参考)

### 事前質問受付のご案内

**事前質問受付期限 2026年6月19日（金曜日）午後5時30分まで**

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。

議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は3回までとさせていただきます。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取り簡単にアクセスできます。

**ID・パスワードの入力は不要です。**

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



### 株主総会の当日の映像について

株主総会会場にご来場されない株主様のため、株主総会当日の映像を、後日、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

▶ <https://www.kumagaigumi.co.jp/ir/library/stockinfo/meeting/>



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、利益配分につきまして、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図りつつ、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境等を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針としております。

また、「中期経営計画（2024～2026年度）」においては、配当性向40%を目途に株主還元を継続していく方針としております。このような基本方針及び中期経営計画に基づき、第89期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき27円

なお、この場合の配当総額は4,614,943,356円となります。

（ご参考）当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。2025年9月30日を基準日とした中間配当（1株につき80円）は、当該株式分割実施後に換算すると1株につき20円に相当しますので、期末配当と合わせた年間配当金は1株47円となります。なお、株式分割前の1株あたりの配当金に換算すると1株につき188円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	地位	担当	出席回数/ 取締役会
1	再任	うえだ しん 上田 真	取締役社長 執行役員社長		100% (18回/18回)
2	再任	やぐち ひろやす 谷口 弘恭	取締役 専務執行役員	管理本部長、コンプライ アンス担当、危機管理担 当	100% (18回/18回)
3	再任	おの てつお 小野 哲男	取締役 専務執行役員	土木事業本部長、安全担 当、品質・環境担当	100% (18回/18回)
4	再任	いとう たいじ 伊藤 泰治	取締役 専務執行役員	建築事業本部長、住友林 業株協業推進担当	100% (18回/18回)
5	再任	さとう たつる 佐藤 建	取締役 非業務執行		100% (18回/18回)
6	再任	なら まさや 奈良 正哉	取締役 社外 独立役員		100% (18回/18回)
7	新任	いの かおる 猪野 薫	社外 独立役員		—
8	新任	わたなべ 渡辺 えりさ	社外 独立役員		—

### <監査等委員会の意見>

監査等委員会は当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の選任及び報酬について、取締役会及び指名・報酬諮問委員会での審議プロセスや議論等を確認し、検討を行いました。その結果、監査等委員会として指摘すべき事項はなく、特段の意見もないため、会社法の規定に基づき、株主総会で陳述すべき事項はないとの結論に至りました。

候補者番号

1

う え だ し ん  
上田 真 (1961年12月23日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
25,420株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2017年 4月	当社首都圏支店長
2014年 4月	当社執行役員	2020年 4月	当社専務執行役員
2014年 4月	当社首都圏支店副支店長	2021年 4月	当社建築事業本部長
2014年 4月	当社首都圏支店建築事業部長	2021年 6月	当社取締役
2015年 6月	当社プロジェクト対策室長	2024年 4月	当社取締役社長（現任）
2017年 4月	当社常務執行役員	2024年 4月	当社執行役員社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、建築事業部門での要職を歴任後、建築事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しており、2017年4月から2021年3月まで首都圏支店長として、拠点経営の実績もあります。また、2024年4月からは代表取締役社長として当社グループを主導し、将来を見据えた当社の企業価値向上に努めております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

や ぐ ち ひ ろ や す  
谷口 弘恭 (1963年2月10日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
11,060株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2023年 4月	当社管理本部長（現任）
2020年 4月	当社管理本部副本部長	2024年 4月	当社専務執行役員（現任）
2020年 4月	当社管理本部人事総務部長	2024年 4月	当社コンプライアンス担当（現任）
2021年 4月	当社執行役員	2024年 4月	当社危機管理担当（現任）
2023年 4月	当社常務執行役員	2024年 6月	当社取締役（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、財務部長や人事総務部長等の要職を歴任後、管理本部長を務めるなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3**

お の てつ お  
**小野 哲男** (1963年6月28日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
8,960株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2024年4月	当社専務執行役員（現任）
2020年4月	当社土木事業本部副本部長	2024年4月	当社土木事業本部長（現任）
2021年4月	当社執行役員	2024年6月	当社取締役（現任）
2023年4月	当社常務執行役員	2026年4月	当社安全担当（現任）
2023年4月	当社名古屋支店長	2026年4月	当社品質・環境担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、作業所長として各種工事に携わったほか、土木事業本部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また、2023年4月から2024年3月まで名古屋支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4**

い とう たい じ  
**伊藤 泰治** (1964年2月4日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
11,860株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2023年4月	当社常務執行役員
2021年4月	当社執行役員	2023年4月	当社中四国支店長
2021年4月	当社建築事業本部副本部長	2024年4月	当社専務執行役員（現任）
2021年4月	当社建築事業本部営業統括部長	2024年4月	当社建築事業本部長（現任）
2021年4月	当社建築事業本部営業統括部営業推進部総括部長	2024年6月	当社取締役（現任）
		2026年4月	当社住友林業(株)協業推進担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、建築事業部門に従事し、作業所長として各種工事に携わったほか、建築事業本部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また2023年4月から2024年3月まで中四国支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

さとう  
佐藤

たつる  
建

(1955年12月14日生)

再任

非業務執行



#### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4月	住友林業株式会社入社	2013年 6月	同社取締役
2008年10月	同社住宅事業本部住宅管理部長	2016年 4月	同社専務執行役員
2011年 4月	同社人事部長	2018年 4月	同社代表取締役
2011年 6月	同社理事	2018年 4月	同社執行役員副社長
2012年 4月	同社総務部長	2018年 6月	当社監査役
2012年 6月	同社執行役員	2022年 6月	当社取締役（現任）
2013年 4月	同社常務執行役員	2024年 3月	住友林業株式会社特別顧問（現任）

#### ■ 所有する当社の株式数

一株

#### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、住友林業株式会社で長年にわたり取締役の任にあたり、代表取締役執行役員副社長を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。また、当社は同社と業務・資本提携を行っておりますが、同社が強みとする自然素材である「木」や「緑」について同社が有する深い知見、及びこの知見を活かし海外での住宅事業や都市開発等で得た同社のノウハウが、当社として今後より一層強化していきたいグローバル分野や、今日、企業市民として積極的な対応が求められるサステナビリティにおいて重要な意味を持つため、同氏の同社における経営経験や見識を当社の取締役として経営に活かすことが非常に有意義であると判断しております。また、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

な ら ま さ や  
奈良 正哉 (1958年12月13日生)

再任

社外

独立役員



#### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 9月	安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 入行	2019年 3月	株式会社タムロン社外監査役
2009年 4月	みずほ信託銀行株式会社執行役員 運用企画部長	2020年 1月	鳥飼総合法律事務所パートナー (現任)
2011年 6月	同社常勤監査役	2021年 6月	理想科学工業株式会社社外監査 役 (現任)
2014年 4月	みずほ不動産販売株式会社専務取 締役	2022年 6月	当社社外取締役 (現任)
2017年 1月	弁護士登録	2024年 3月	株式会社タムロン社外取締役 (監査等委員)
2017年 1月	鳥飼総合法律事務所入所		

■ 所有する当社の株式数  
2,400株

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 入行後、同社の執行役員運用企画部長や常勤監査役として経営に参画・関与した実績に加え、鳥飼総合法律事務所のパートナー弁護士や理想科学工業株式会社の社外監査役を務めるなど豊富な実務実績を有しており、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な監督と指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

#### ■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記23頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、当社は同氏が過去に業務執行を行っていたみずほ信託銀行株式会社と融資取引を行っておりますが、直近事業年度において、同社との融資取引の規模は連結総資産の0.2%以下であります。


**■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1981年4月	大日本インキ化学工業株式会社 (現 D I C株式会社) 入社	2016年3月	同社取締役 常務執行役員 経営 戦略部門、D I C川村記念美術館 担当
2008年4月	同社財務部長	2018年1月	同社代表取締役 社長執行役員
2011年4月	同社資材・物流部長	2024年1月	同社代表取締役会長
2012年4月	同社執行役員 経営企画部長	2025年1月	同社取締役会長
2014年1月	同社執行役員 経営戦略部門担当 経営企画部長	2026年1月	同社取締役
2016年1月	同社常務執行役員 経営戦略部 門、D I C川村記念美術館担当	2026年3月	同社顧問 (現任)

**■ 所有する当社の株式数**

一株

**■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

同氏は、大日本インキ化学工業株式会社 (現 D I C株式会社) 入社後、財務部長や資材・物流部長、執行役員経営企画部長等の要職を経て、同社の代表取締役社長や代表取締役会長を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。当社は、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する適切な監督と指導・助言を行えると期待できることから、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

**■ 独立性に関する事項**

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記23頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。

候補者番号 8

わた なべ  
渡辺えりさ (1965年2月25日生)

新任

社外

独立役員



#### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	日本ゼオン株式会社 入社	2025年 6月	同社アドバイザー (現任)
2013年 4月	同社総合生産センター資材購買部長	2026年 4月	同社人事統括部門ゼオンアカデミー 設立準備室 副室長 (現任)
2018年 6月	同社執行役員 C S R統括部門長		
2022年 6月	同社取締役 執行役員 コーポレートサステナビリティ推進本部長、コーポレートサステナビリティ統括部門長		

#### ■ 所有する当社の株式数

一株

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、日本ゼオン株式会社に入社後、資材購買部長や執行役員C S R統括部門長、取締役執行役員コーポレートサステナビリティ推進本部長を務めるなど、同社の取締役として経営に参画・関与した実績を有しております。当社はその実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する適切な監督と指導・助言が期待できると判断することから、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

#### ■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記23頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奈良正哉氏は、2019年3月に株式会社タムロンの社外監査役に就任し、また2024年3月に社外取締役（監査等委員）に就任し、2026年3月に退任いたしました。社外監査役在任中の2023年7月に同社の前代表取締役社長等による不適切な経費の使用が判明しました。同氏は、同社が運営する内部通報制度における外部窓口宛に内部通報があるまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性を喚起する提言を行うとともに、当該事実を認識して以降は、事実調査、特別調査委員会の設置、同委員会による調査報告書を踏まえての実効性のある再発防止策の策定及び内部統制強化に向けた取り組みの実施等、その職務を適切に遂行しております。
3. 奈良正哉氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって、4年となります。
4. 当社は、佐藤 建及び奈良正哉の両氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、両氏と当該契約を継続する予定であります。
5. 猪野 薫及び渡辺えりさの両氏が選任された場合には、当社は両氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。また、各候補者が再任もしくは選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社は、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。

## 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役川野輪政浩及び山田章雄の両氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位及び担当	出席回数/ 取締役会	出席回数/ 監査等委員会
1	<b>新任</b> しまだ かずのり 島田 和則	管理本部副本部長	—	—
2	<b>新任</b> たわら ひろし 俵 洋志	<b>社外</b> <b>独立役員</b>	—	—

候補者番号 **1** しまだ かずのり  
**島田 和則** (1968年1月13日生)

**新任**



### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社  
2020年4月 当社首都圏支店管理部長  
2022年4月 当社首都圏支店支店次長  
2023年4月 当社管理本部副本部長（現任）  
2023年4月 当社管理本部主計部長

### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、首都圏支店管理部長及び支店次長、並びに管理本部副本部長等の要職を歴任するなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有するとともに、主計部長を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できると判断されることから、新たに監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

### ■ 所有する当社の株式数

1,000株

**■ 所有する当社の株式数**  
一株**■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1988年 4月 日産自動車株式会社入社  
1990年 10月 監査法人朝日新和会計社(現 有 限責任あずさ監査法人) 入所  
1994年 3月 公認会計士登録  
2003年 5月 有限責任あずさ監査法人パートナー  
2025年 7月 俵公認会計士事務所開設(現任)

**■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

同氏は、有限責任あずさ監査法人のパートナーを務めるなど公認会計士として財務及び会計に関する専門的知見を有し、また、様々な企業の会計監査を担当するなどの幅広い実務経験を有しております。当社は、同氏がこれまでの経験を活かし、客観的視点から当社の経営に対する適切な監査・監督を行うことが期待できることから新たに監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

**■ 独立性に関する事項**

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記23頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
なお、同氏がこれまでに所属しておりました会計事務所とは、直近事業年度において取引はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 島田和則及び俵 洋志の両氏が選任された場合には、当社は両氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。  
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。また、島田和則及び俵 洋志の両氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社は、当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。

(ご参考)

第2号議案及び第3号議案が承認された場合の当社の取締役会の体制が備えるべきスキル項目と各取締役に特に期待されるスキルは以下のとおりであります。

なお、当該記載は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力を示すものではありません。

氏名	地位	担当	企業経営/ 経営戦略	営業/ マーケティング	グローバル	技術/研究開発 /DX	コンプライアンス/ リスク管理	財務/会計	サステナビリティ (ESG/SDGs)	人財開発/ ダイバーシティ
上田 真	取締役社長 執行役員社長		●		●		●		●	
谷口 弘恭	取締役 専務執行役員	管理本部長、コンプライアンス担当、危機管理担当	●				●	●		●
小野 哲男	取締役 専務執行役員	土木事業本部長、安全担当、品質・環境担当	●	●		●				●
伊藤 泰治	取締役 専務執行役員	建築事業本部長、住友林業(株)協業推進担当	●	●		●				●
佐藤 建	取締役		●		●			●	●	
奈良 正哉	取締役	(社外取締役)	●		●		●	●		
猪野 薫	取締役	(社外取締役)	●	●	●	●				
渡辺えりさ	取締役	(社外取締役)	●				●		●	●
島田 和則	取締役 (常勤監査等委員)						●	●		
上田 美帆	取締役 (監査等委員)	(社外取締役)					●			●
俵 洋志	取締役 (監査等委員)	(社外取締役)						●	●	

(注) 当社の取締役会における社外取締役比率は45% (社内取締役6名、社外取締役5名) であり、女性取締役比率は18% (男性9名、女性2名) であります。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役である小西純治及び前川 晶の両氏より、本総会開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役を辞任したいとの申し出がありました。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、川野輪政浩及び山田章雄の両氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、川野輪政浩氏は社外取締役以外の監査等委員である取締役の補欠として、山田章雄氏は監査等委員である社外取締役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

かわ の わ まさ ひろ  
**川野輪政浩** (1963年3月10日生)

■ 所有する当社の株式数  
6,300株

### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2018年4月	当社管理本部副本部長
2009年2月	当社管理本部財務管理部長	2021年4月	当社管理本部審査部長
2010年4月	当社管理本部法務コンプライアンス部長	2022年6月	当社常勤監査役
2013年6月	ジオスター株式会社社外監査役	2025年6月	当社取締役(常勤監査等委員)(現任)
2015年4月	当社管理本部財務部長		

### ■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、財務管理部長、法務コンプライアンス部長、財務部長、審査部長等の要職を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を含む管理部門に関する幅広い知識と経験を有するほか、当社の取締役(常勤監査等委員)及びジオスター株式会社の社外監査役を務めるなど豊富な実務実績を有しております。また、当社の取締役(常勤監査等委員)としても適切な監査・監督を行ってまいりました。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できると判断されることから、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 所有する当社の株式数  
4,900株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年11月	ピートマーウィックミッチェル会計士事務所(現 有限責任あずさ監査法人) 入所	2018年6月	公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団 監事(現任)
1982年4月	公認会計士登録	2018年7月	楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役(現任)
2009年8月	有限責任あずさ監査法人パートナー	2021年10月	株式会社内田洋行社外監査役(現任)
2017年7月	山田章雄公認会計士事務所開設(現任)	2022年6月	当社監査役
2018年6月	日鍛バルブ株式会社(現 株式会社NITTAN) 社外監査役(現任)	2025年6月	当社取締役(監査等委員)(現任)

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知見と豊富な経験を有するほか、当社社外取締役(監査等委員)や日鍛バルブ株式会社(現 株式会社NITTAN)及び株式会社内田洋行の社外監査役を務めるなど幅広い実務経験を有しております。また、当社の社外取締役(監査等委員)としても適切な監査・監督を行ってまいりました。当社は、その実績により培われた豊富な経験と専門知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記23頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、同氏が就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏がこれまでに所属しておりました会計士事務所とは、直近事業年度において取引はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田章雄氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって、1年となります。なお、監査等委員就任前には社外監査役として3年間在任しており、当社への関与期間は通算4年となります。
3. 川野輪政浩及び山田章雄の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。また、川野輪政浩及び山田章雄の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社は、当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。

(ご参考)

<当社の独立性判断基準>

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の基準に該当する者は独立性を有しないと判断しています。

- (1) 現在において、次の (a) から (d) のいずれかに該当する者
  - (a) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
  - (b) 当社との年間取引額が相互の直近事業年度の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
  - (c) 当社から過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けている者又はその業務執行者
  - (d) 当社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又はその団体に所属する者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記 (a) から (d) のいずれかに該当していた者

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策や中東情勢の緊迫化に伴う物価上昇の影響を一部受けたものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が継続するなか、個人消費は持ち直しの動きがみられ、設備投資もソフトウェア投資を中心に底堅さを保つなど、景気は緩やかな回復基調を辿りました。

建設業界におきましては、住宅投資は弱含みながらも、緩やかな改善傾向となりました。民間企業の建設投資は、米国の通商政策等により先行きの不透明感が意識されたものの、企業収益の改善を背景にしたDX・GX関連投資やサプライチェーン強靱化などの設備投資を中心に、引き続き高い水準を維持しました。また、公共投資も関連予算の執行により堅調に推移し、総じて良好な受注環境が持続しました。

このような経営環境のもと、当社グループは、2024年5月に策定した「中期経営計画(2024～2026年度)」の2年目として、①建設事業の強化、②周辺事業の加速、③経営基盤の充実を基本方針に掲げ、グループ一丸となって持続的成長への挑戦を続けてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は、前連結会計年度比2.2%減の4,876億円となりました。利益は、国内建築事業の売上総利益率の改善等により、営業利益は270億円、経常利益は270億円となりました。また、法人税、住民税及び事業税等の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は200億円となりました。

当社の業績につきましては、以下のとおりであります。

受注高は、国内建築工事の減少等により、前年度比16.7%減の3,161億円となりました。このうち、土木工事は1,125億円、建築工事は2,036億円であり、これらの発注者別内訳は官庁28.2%、民間71.8%であります。

売上高は、同0.2%増の3,730億円となりました。このうち、土木工事は1,159億円、建築工事は2,571億円であり、これらの発注者別内訳は官庁29.5%、民間70.5%であります。

翌事業年度への繰越高は、同9.6%減の5,323億円となりました。

利益につきましては、売上総利益率の改善や関係会社株式及び投資有価証券の売却益等により、経常利益は227億円、当期純利益は181億円となりました。

当社の部門別の状況は以下のとおりであります。

#### 〔土 木〕

土木の受注高は前年度比1.4%増の1,125億円となりました。

主な受注工事は、中日本高速道路株式会社：東名高速道路（特定更新等）諸淵橋他3橋床版取替工事（神奈川県）、国立大学法人東京大学：東京大学（岐阜県神岡）ハイパーカミオカンデ（水槽及びPMT支持架構等）工事（岐阜県）、東京都下水道局：東大島幹線その3工事（東京都）、北陸電力株式会社：蒲生発電所 武周湖ダム改修工事（含む関連除却工事）（福井県）等であります。

完成工事高は同10.3%増の1,159億円となりました。

主な完成工事は、旭化成株式会社：水ヶ崎発電所土木設備更新工事（宮崎県）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構：九州新幹線（西九州）、17k5・44k2間線路諸設備他（長崎県）、東日本高速道路株式会社：東関東自動車道 塔ヶ崎工事（茨城県）、国土交通省：R3荒川右岸小台一丁目地区高規格堤防工事（東京都）等であります。

#### 〔建 築〕

建築の受注高は前年度比24.1%減の2,036億円となりました。

主な受注工事は、野村不動産株式会社：（仮称）Landport北伊丹新築工事（兵庫県）、日華化学株式会社：日華化学㈱福井スマートファクトリー（新化粧品工場建設）（福井県）、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社・三菱地所レジデンス株式会社・株式会社大京：（仮称）千代田区六番町計画共同住宅新築工事（東京都）、学校法人成城学園：学校法人成城学園 大学10号館新築計画（東京都）等であります。

完成工事高は同3.8%減の2,571億円となりました。

主な完成工事は、三井不動産レジデンシャル株式会社・野村不動産株式会社・三菱地所レジデンス株式会社・伊藤忠都市開発株式会社・東方地所株式会社・株式会社富士見地所・袖ヶ浦興業株式会社：（仮称）幕張新都心若葉住宅地区計画（B-4街区）（千葉県）、JX金属株式会社：ひたちなか C2 棟建屋建設工事（茨城県）、茨木3ロジスティック特定目的会社：GLP ALFA LINK茨木3プロジェクト（大阪府）、医療法人徳洲会：徳之島徳洲会病院移転新築工事（鹿児島県）等であります。

## (参考) 当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	翌事業年度繰越高
土 木	206,822	112,527	115,978	(203,371) 203,538
建 築	382,084	203,668	257,106	(328,646) 328,778
合 計	588,907	316,196	373,085	(532,018) 532,317

(注) 翌事業年度繰越高に含まれる外貨建工事の繰越高について、為替相場の実勢を反映させるため、事業年度末レートで修正しております。  
この増加額は299百万円であり、( )内は修正前であります。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は53億円であり、主なものは、事業用土地・建物、機械装置の更新、ソフトウェアの開発等であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中におきましては、2025年10月30日にグリーンボンド（第1回無担保社債）85億円を発行いたしました。

### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、所得環境の改善が続くなかで景気の緩やかな回復が期待されるものの、米国の関税政策の進展による輸出・生産への影響をはじめ、ウクライナ情勢及び中東情勢の緊迫化といった地政学リスクを背景にした原材料やエネルギー価格の高止まりのほかサプライチェーンへの懸念など、下振れリスクには十分に警戒する必要があります。また、これらに端を発する金融資本市場の変動や物価動向が個人消費に及ぼす影響を注視する必要があります。

建設業界におきましては、民間投資は、企業収益の改善等を背景に、増加基調が持続する見通しであり、また、公共投資については、2026年度から5か年にわたる「第1次国土強靱化実施中期計画」が本格始動し、事業規模が大幅に拡大されることから、防災・減災、老朽

化インフラ更新等への計画的な投資が継続すると見込まれております。一方で、労働時間規制への対応や建設現場の安全管理の強化、環境に配慮した持続可能な工法や資材調達及びDXの推進など、業界全体での連携や技術革新が求められております。

なお、2025年8月に合意された米国関税に関しては、当社グループは米国との輸出入取引がないため、事業及び業績への直接的な影響はありません。間接的な影響としては、米国への輸出高が多い自動車や関連部品、半導体製造装置等のメーカーによる国内での設備投資が手控えられ、生産分野の受注高が減少することが考えられます。また、中東情勢が沈静化せず、長期化した場合は、建設物価の高騰やサプライチェーンの混乱リスク、物流コストの上昇が懸念され、それに起因した民間顧客の設備投資計画の中止や先送りが考えられますが、現時点において影響は限定的であり、間接的なリスクに留まるものと認識しております。

一方で、原材料費の上昇継続は懸念事項ではあるものの、請負金額への価格転嫁が浸透しつつあるほか、物価スライド条項の活用に係る法的整備がされたことは、適正な利益確保に向けた大きな前進であり、事業環境の安定化に寄与するものと考えております。

このような状況のもと、当社グループは、社会から求められる建設サービス業の担い手として、“限りある資源が循環し、ひと・社会・自然が豊かであり続ける社会”の実現に向け、2026年度の連結売上高5,000億円、連結経常利益300億円、ROE10%以上を財務目標に定めた『熊谷組グループ 中期経営計画（2024～2026年度）～持続的成長への新たな挑戦～』を策定しました。本計画にグループ一丸となって取り組み、持続的成長への挑戦を続けております。株主の皆様におかれましては引き続きのご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

# 熊谷組グループ 中期経営計画（2024～2026年度）～持続的成長への新たな挑戦～（要旨）

## ■ 事業戦略

### 基本方針1

#### 建設事業の強化



コア事業である建設事業を強化し、収益性を高める

### 基本方針2

#### 周辺事業の加速



成長領域と位置づける周辺事業を加速し、確固たる収益源を創出する

### 基本方針3

#### 経営基盤の充実



経営を支える基盤を充実させ、事業推進の実効性を高める

## ■ 財務目標

連結売上高 : 5,000億円 (2027年3月期)  
 連結経常利益 : 300億円 (2027年3月期)  
 ROE : 10%以上 (2027年3月期)  
 自己資本比率 : 45%程度 「財務健全性」と「資本効率」の両立  
 配当性向 : 40%目途 適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針とする

## ■ 住友林業との協業～今後の方針～

- 中大規模木造建築事業においては、協業で積み上げてきた知見や提案力および木造建築に関する住友林業のブランド力を活かし、さらなる受注拡大を目指す。
- 住友林業が得意とする海外不動産開発事業への継続投資、ならびに国内における環境配慮型不動産事業への参画を検討し、事業領域の拡大を目指す。

## ■ 経営基盤の充実

- 研究・技術開発
- 人財基盤
- DX

## ■ ESG取組方針

重要課題（マテリアリティ）の改定と個別課題の見直しを実施

	重要課題（マテリアリティ）	個別課題	関連するSDGs
E	気候変動リスクへの対応	カーボンニュートラルの達成 再生可能エネルギー事業の強化	7 再生可能エネルギー 13 気候変動 14 海洋資源 15 陸域生態系
	環境に配慮した事業の推進	ゼロエミッションの達成 木造建築事業の強化	他
S	多様な人財が能力を発揮できる ウェルビーイングの実現	人財の確保と投資 技術の継承	3 健全な働き方 4 質の高い教育 5 性別平等 8 豊か
	持続可能なコミュニティの実現	品質の確保と誠実なものづくりの推進 魅力あるまちづくり	他
G	コーポレートガバナンスの強化	コンプライアンスの徹底 リスクマネジメントの強化	他
	マルチステークホルダーとの 関係強化	CSの向上 サプライチェーンマネジメントの強化	他

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第86期 (2023年3月期)	第87期 (2024年3月期)	第88期 (2025年3月期)	第89期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高	百万円	403,502	443,193	498,581	487,698
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	百万円	7,973	8,316	9,354	20,068
1株当たり当期純利益	円	44.91	48.09	54.43	116.94
総 資 産	百万円	376,650	467,232	462,533	448,918
純 資 産	百万円	169,860	180,014	181,829	187,867

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。そのため、「1株当たり当期純利益」は第86期（2023年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第86期 (2023年3月期)	第87期 (2024年3月期)	第88期 (2025年3月期)	第89期 (当事業年度) (2026年3月期)
受 注 高	百万円	348,647	375,589	379,364	316,196
売 上 高	百万円	299,317	327,927	372,294	373,085
当 期 純 利 益	百万円	6,996	5,309	6,231	18,136
1株当たり当期純利益	円	39.31	30.63	36.17	105.42
総 資 産	百万円	304,522	382,906	380,449	365,013
純 資 産	百万円	133,049	139,563	137,886	140,633

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。そのため、「1株当たり当期純利益」は第86期（2023年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ガイアート	百万円 1,000	100%	舗装工事、土木工事等の請負及びこれらに関連する事業
テクノス株式会社	百万円 470	100%	土木工事等の請負、建設用資機材の設計・製作・販売及びこれらに関連する事業
ケーアンドイー株式会社	百万円 300	100%	建築リニューアル・リフォーム工事等の請負及びこれらに関連する事業
華熊営造股份有限公司	百万NT\$ 1,320	100%	建築工事等の請負及びこれらに関連する事業

上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は9社、持分法適用関連会社は4社であります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、主として建設事業及びその周辺関連事業を行っております。主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者『(特-4) 第1200号』として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業を行っております。

## (8) 主要な営業所等

- ① 当社  
本店 福井市中央2丁目6番8号  
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号  
支店 北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、首都圏支店（東京都新宿区）、東京建築支店（東京都新宿区）、名古屋支店、北陸支店（石川県金沢市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）、九州支店（福岡県福岡市）、沖縄支店（沖縄県那覇市）  
技術研究所（茨城県つくば市）  
海外拠点 ベトナム、インドネシア、ミャンマー

## ② 主要な子会社

株式会社ガイアート（東京都新宿区）  
テクノス株式会社（愛知県豊川市）  
ケーアンドイー株式会社（東京都千代田区）  
華熊營造股份有限公司（台湾）

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,507 <sup>名</sup>	△29 <sup>名</sup>

(注) 従業員数は就業人員数であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,740 <sup>名</sup>	+31 <sup>名</sup>	44.1 <sup>歳</sup>	18.6 <sup>年</sup>

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	10,550
三井住友信託銀行株式会社	5,575
株式会社群馬銀行	3,230
株式会社北陸銀行	3,076
株式会社三菱UFJ銀行	3,025

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 285,600,000株

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったため、発行可能株式総数は前事業年度比214,200,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 173,142,240株 (うち自己株式 2,218,412株)

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数は前事業年度比129,856,680株増加しております。

(3) 株 主 数 37,600名 (前事業年度末比 7,656名増)

### (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
住 友 林 業 株 式 会 社	25,971	15.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	17,322	10.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	13,822	8.09
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	13,773	8.06
熊 谷 組 取 引 先 持 株 会	9,749	5.70
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	4,440	2.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,633	2.13
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	3,293	1.93
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	3,139	1.84
J P M S P L C C L I E N T A S S E T S C L J P Y	2,333	1.37

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員（当社役員であった者を含む。）に対して職務執行の対価として  
交付された株式の状況

役員区分	株式数	交付された者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	(15,039株) 12,449株	6名

(注) 信託を用いた株式報酬制度に基づく交付株式数を記載しております。当該株式報酬制度の概要は4. 会社役員に関する事項に記載のとおりです。なお当該株式報酬制度に基づき、対象者が受給権を得た株式数の一部を信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付しております。対象者が受給権を得た株式数は（ ）内にあります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	上 田 真	
取 締 役 (代表取締役)	岡 市 光 司	技術担当、安全担当、品質・環境担当、新事業担当、国際事業担当、住友林業(株)協業推進担当
取 締 役	谷 口 弘 恭	管理本部長、コンプライアンス担当、危機管理担当
取 締 役	小 野 哲 男	土木事業本部長
取 締 役	伊 藤 泰 治	建築事業本部長
取 締 役	佐 藤 建	住友林業株式会社特別顧問
取 締 役	岡 田 茂	
取 締 役	桜 木 君 枝	会津大学大学院特任教授、いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	奈 良 正 哉	鳥飼総合法律事務所パートナー、理想科学工業株式会社社外監査役
○ 取 締 役 (常勤監査等委員)	川野輪 政 浩	
○ 取 締 役 (監査等委員)	山 田 章 雄	山田章雄公認会計士事務所、株式会社NITTAN社外監査役、公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事、楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役、株式会社内田洋行社外監査役
○ 取 締 役 (監査等委員)	上 田 美 帆	サンライズ法律事務所パートナー、株式会社リーガルコーポレーション社外取締役、ジェコス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）山田章雄及び上田美帆の両氏は社外取締役（監査等委員）であります。
3. 取締役岡田 茂、桜木君枝、奈良正哉及び取締役（監査等委員）山田章雄、上田美帆の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. ○印は2025年6月27日開催の第88期定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
5. 日常的な情報収集や重要な社内会議への出席、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、川野輪政浩氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役（常勤監査等委員）川野輪政浩氏は当社の財務部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 取締役（監査等委員）山田章雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当事業年度中の退任取締役  
 取締役会長 櫻野 泰 則 (2025年6月27日退任)  
 取締役 吉田 栄 (2025年6月27日退任)

当社は執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

*執行役員社長	上田 真	執行役員	木下 剛
*執行役員副社長	岡市 光司	執行役員	五十嵐 智彦
*専務執行役員	谷口 弘恭	執行役員	久保田 泰史
*専務執行役員	小野 哲男	執行役員	坂井 秀行
*専務執行役員	伊藤 泰治	執行役員	山下 正治
専務執行役員	梶山 雅生	執行役員	山崎 英樹
専務執行役員	柏原 貴彦	執行役員	下川 智男
常務執行役員	萩田 義夫人	執行役員	高崎 裕
常務執行役員	山 下 雅	執行役員	岩崎 肇
常務執行役員	若林 誠	執行役員	大岩 晋士郎
常務執行役員	平野 讓	執行役員	清水 直博
常務執行役員	増森 秀樹	執行役員	中村 圭
執行役員	中山 猛	執行役員	伊藤 潔
執行役員	林 大輔		

- (注) 1. \*印は取締役兼務であります。  
 2. 2026年3月31日付をもって専務執行役員梶山雅生氏は執行役員を退任いたしました。  
 3. 2026年4月1日付にて執行役員の地位が次のとおり変更となりました。

専務執行役員	山下 雅人	常務執行役員	久保田 泰史
常務執行役員	林 大輔	◎執行役員	新井 誠
常務執行役員	木下 剛		

(注) ◎印は新任執行役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び非常勤の非業務執行取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険期間は1年で、毎年9月に契約を更新しております。当該保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員

### ② 保険料の負担

全額を当社が負担

### ③ 填補の対象とされる保険事故の概要

被保険者が自らの職務の執行に関して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることに伴い発生する損害（損害賠償金、争訟費用等）

### ④ 当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者の故意による犯罪行為、法令違反又は違法に得た私的利益に起因する損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けております。

## (4) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役の報酬等

### ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえて、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能するよう、株主利益と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては

各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬及び賞与）並びに株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役については、金銭報酬（固定報酬のうち、役位に応じた報酬）のみとする。

## 2. 個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

### （固定報酬）

月例の金銭報酬である固定報酬は、役位に応じた報酬と業績への貢献実績に応じた報酬で構成され、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、従業員の給与水準並びに世間相場等を勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。なお、各取締役の業績への貢献実績に応じた報酬については、取締役会が決定する役位に応じた標準報酬額に各取締役の前年度の業績計画への貢献実績（評価）を反映する。各取締役の評価は、全社及び部門別の業績達成度と役割達成度並びに非財務目標達成度（ESG評価）により決定する。また、取締役会は評価の決定を代表取締役社長に委任し、当該委任が適切に実施されるよう、代表取締役社長は評価結果について、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとする。

### （賞与）

臨時の金銭報酬である賞与は、業績に連動し臨時に支払うものとし、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、各事業年度の業績、貢献実績等を総合的に勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

### （株式報酬）

株式報酬は、取締役（社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役を除く。）に対し、各事業年度毎に役位及び別途当社が選定する同業他社と比較した株主総利回り(TSR)に応じたポイントを付与し、原則として毎年のある一定の時期に株式を交付する信託を用いた株式報酬制度とし株式交付にあたっての基準や手続きについては、取締役会が定める株式交付規程により決定する。なお、当社が別途定める無償取得事由に該当した場合、取締役会の決議により無償にて取得することが相当であると判断した場合は、交付した株式報酬の全部又は一部を無償にて取得する。

## 3. 個人別の報酬等の額に関する種類別の報酬割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、取締役に対するインセンティブとして適切に機能する割合となるよう、指

名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に定める手続きを経て決定されたものであること、とりわけ社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における慎重な検討を踏まえたものとなっていることから、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

■2025年6月27日以前の報酬等についての株主総会決議の内容

取締役の金銭報酬の額

決議日	2001年1月24日（臨時株主総会）
決議内容の概要	月額30百万円以内 なお使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
決議に係る会社役員の数	取締役13名

取締役の株式報酬の額及び内容

決議日	2024年6月27日（第87期定時株主総会）
決議内容の概要	当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、当該信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度を導入する。当該制度において取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が拠出する金銭の上限は当該制度の対象期間の事業年度数に75百万円を乗じた金額、また当該制度の対象者に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり合計75,000ポイントとし、対象者は役位及び業績目標の達成度等に応じてポイントの付与を受け、1ポイントにつき1株として当社株式の交付を受ける。ただし、株式交付に当たっては、当社と取締役との間に譲渡制限期間及び無償取得事由についての譲渡制限契約を締結する。
決議に係る会社役員の数	取締役6名（社外取締役は除く。）

監査役の金銭報酬の額

決議日	1988年12月16日（第51期定時株主総会）
決議内容の概要	月額5百万円以内
決議に係る会社役員の数	監査役3名

■2025年6月27日以降の報酬等についての株主総会決議の内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額

決議日	2025年6月27日（第88期定時株主総会）
決議内容の概要	年額450百万円以内（うち社外取締役分は70百万円以内） なお使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
決議に係る会社役員の数	取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち社外取締役3名）

監査等委員である取締役の金銭報酬の額

決議日	2025年6月27日（第88期定時株主総会）
決議内容の概要	年額75百万円以内
決議に係る会社役員の数	監査等委員である取締役3名

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式報酬の額及び内容

決議日	2025年6月27日（第88期定時株主総会）
決議内容の概要	当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、当該信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度を導入する。当該制度において取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が拠出する金銭の上限は当該制度の対象期間の事業年度数に75百万円を乗じた金額、また当該制度の対象者に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり合計75,000ポイントとし、対象者は役位及び業績目標の達成度等に応じてポイントの付与を受け、1ポイントにつき1株（ただし、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合は1ポイントあたりの当社株式数を分割比率・併合比率等に応じて調整する。）として当社株式の交付を受ける。ただし、株式交付に当たっては、当社と取締役との間に譲渡制限期間及び無償取得事由についての譲渡制限契約を締結する。
決議に係る会社役員の数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長上田 真が取締役個人の報酬額の具体的内容の一部を決定しており、その権限の内容は固定報酬のうち業績への貢献実績についての各取締役の評価決定であります。この権限を委任した理由は、同氏が各取締役の担当に照らして全社及び部門別の業績達成度と役割達成度並びに非財務目標達成度（ESG評価）を俯瞰的に評価することができると判断したものであります。なお委任された権限が適切に行使されるよう、評価決定にあたっては社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとしております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	246 (35)	177 (35)	50 (-)	19 (-)	11 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	29 (16)	29 (16)	- (-)	- (-)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	9 (5)	9 (5)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
2. 非金銭報酬等は、信託を用いた株式報酬制度に基づく当事業年度における株式給付引当金繰入額を記載しております。当該株式報酬制度の内容は、39～40頁記載の「②取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項」のとおりであります。なお当事業年度は当該株式報酬制度に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）に対して株式を交付しておりますが、当該株式の交付状況は、33頁記載の「2.会社の株式に関する事項(5)」のとおりであります。
3. 月例の金銭報酬である固定報酬は、役位に応じた報酬（固定額）と業績への貢献実績に応じた報酬（貢献実績反映部分）で構成され、固定報酬欄には固定額を、業績連動報酬欄には貢献実績反映部分を記載しております。固定額と貢献実績反映部分の標準的な報酬割合は、概ね70%：30%であります（社外取締役と非常勤の非業務執行取締役は固定額のみ支給）。
4. 業績連動報酬欄の貢献実績反映部分は、前事業年度の貢献実績に応じ、貢献実績反映部分を0～最大200%の範囲で変動させ、支給しております。貢献実績反映部分の評価内容と使用している指標は下記のとおりであり、当評価指標は、当社の中期経営計画に掲げる目標値に連動して設定しております。
- (ア) 役員評価
- ※各達成度の割合は担当職務に応じて設定しております。
- ※当事業年度において業績達成度（全社業績及び部門業績）に使用している指標については、前事業年度の連結損益計算書及び損益計算書に記載のとおりであります。
- ・業績達成度（全社業績）：連結経常利益
  - ・業績達成度（部門業績）：部門別営業利益（主要子会社の業績を含む。）
  - ・役割達成度（個人別の定性評価）
- (イ) ESG評価

※中期経営計画に掲げる下記の非財務目標について計画期間中の目標値に対する取り組みを評価しております。

非財務目標達成度：①CO<sub>2</sub>排出量の削減活動（スコープ1+2、スコープ3の削減率）②従業員エンゲージメントの向上（エンゲージメントレーティング）③安全管理水準の向上（度数率）④社内外の法令違反防止体制の構築（重大な法令違反発件数）

（参考）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬構成のイメージ

（ ）内は報酬額全体における標準的な報酬割合

業績非反映 (63%)	業績反映 (37%)	
金銭報酬部分 (90%)		株式報酬部分 (10%)
役位に応じた報酬（固定額） (63%)	貢献実績反映部分 (27%)	
	役員評価の反映 (22%)	ESG評価の反映 (5%)
		RS信託 (10%) (TSRIによる 業績連動)

※賞与については、業績が計画値を大きく上回った場合に支給を検討しております。

※監督機能を担う社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役は金銭報酬（固定報酬のうち、役位に応じた報酬（固定額））のみとしております。

## (5) 社外役員に関する事項

取締役岡田 茂、桜木君枝、奈良正哉、山田章雄及び上田美帆の各氏は社外取締役であります。

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

桜木取締役は会津大学大学院特任教授及びいすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

奈良取締役は鳥飼総合法律事務所パートナー及び理想科学工業株式会社社外監査役であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

山田取締役は山田章雄公認会計士事務所公認会計士、株式会社NITTAN社外監査役、公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事、楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役及び株式会社内田洋行社外監査役であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

上田取締役はサンライズ法律事務所パートナー、株式会社リーガルコーポレーション社外取締役及びジェコス株式会社社外監査役であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

### ② 主な活動状況

岡田取締役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に異業種の経営者とし

での経営実績から培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員長として当事業年度開催の委員会5回全てに出席し、議事進行することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

桜木取締役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に企業倫理・コンプライアンスなどの分野に関する豊富な経験及び異業種の社外取締役等として培われた幅広い見識から、必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会5回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

奈良取締役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、金融機関の運用部門担当役員や常勤監査役として経営に参画・関与した豊富な経験や、弁護士としての専門的見地及び異業種の社外監査役等として培われた幅広い見識から必要に応じて発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会5回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

山田取締役は、監査役として当事業年度において2025年6月26日以前開催の取締役会4回全てに、また監査役会3回全てに出席し、監査等委員である取締役として2025年6月27日以降開催の取締役会14回全てに、また監査等委員会10回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じて発言を行っております。

上田取締役は、監査役として当事業年度において2025年6月26日以前開催の取締役会4回全てに、また監査役会3回全てに出席し、監査等委員である取締役として2025年6月27日以降開催の取締役会14回全てに、また監査等委員会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じて発言を行っております。このほか監査等委員会には取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名及び報酬等について株主総会での意見陳述権が付与されていることに鑑み、指名・報酬諮問委員会にオブザーバーとして、2025年6月27日以降開催の委員会3回全てに出席し、監査等委員としての立場から監督に務めております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
62百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
88百万円

なお、当社は、2025年6月27日開催の第88期定時株主総会におきまして監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。が、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額については監査等委員会設置会社に移行する前の2025年6月3日開催の監査役会で決定しており、監査等委員会設置会社移行後も監査役会が決定した内容を引き継いでおります。

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
  3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、コンフォートレターの作成を委託し、その対価を支払っております。
  4. 当社の子会社である株式会社ガイアートは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加算措置に係る確認書類として利用するため、「合意された手続業務」を委託し、その対価を支払っております。
  5. 当社の子会社である華熊營造股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

## (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り、監査役会における監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任した旨及びその理由を説明いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されたときには、監査役会の決議により解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。なお、当社は、2025年6月27日開催の第88期定時株主総会におきまして監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。が、当事業年度の会計監査人の解任又は不再任の決定の方針については監査等委員会設置会社に移行する前の2025年5月14日開催の監査役会で決定しており、監査等委員会設置会社移行後も監査役会が決定した内容を引き継いでおります。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資産の部	百万円	負債の部	百万円
<b>流動資産</b>	<b>[337,919]</b>	<b>流動負債</b>	<b>[207,740]</b>
現金預金	64,679	支払手形・工事未払金等	78,356
受取手形・完成工事未収入金等	240,570	電子記録債務	30,222
未成工事支出金	7,692	短期借入金	11,575
未収入金	22,433	未払法人税等	8,372
その他	2,610	未成工事受入金	18,149
貸倒引当金	△67	預り金	40,604
<b>固定資産</b>	<b>[110,998]</b>	完成工事補償引当金	574
<b>有形固定資産</b>	<b>(37,260)</b>	工事損失引当金	875
建物・構築物	9,783	賞与引当金	4,618
機械・運搬具及び工具器具備品	2,259	その他	14,391
土地	19,470	<b>固定負債</b>	<b>[53,310]</b>
リース資産	258	社債	8,500
建設仮勘定	5,488	長期借入金	29,658
<b>無形固定資産</b>	<b>(2,012)</b>	株式給付引当金	205
<b>投資その他の資産</b>	<b>(71,726)</b>	退職給付に係る負債	14,056
投資有価証券	49,226	繰延税金負債	23
長期貸付金	8,460	その他	867
長期営業外未収入金	101	<b>負債合計</b>	<b>261,050</b>
破産更生債権等	30	純資産の部	
繰延税金資産	4,024	<b>株主資本</b>	<b>[175,344]</b>
その他	10,048	資本金	30,108
貸倒引当金	△166	資本剰余金	15,166
<b>資産合計</b>	<b>448,918</b>	利益剰余金	134,447
		自己株式	△4,377
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>[12,521]</b>
		その他有価証券評価差額金	8,604
		繰延ヘッジ損益	70
		為替換算調整勘定	2,646
		退職給付に係る調整累計額	1,200
		<b>非支配株主持分</b>	<b>[0]</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>187,867</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>448,918</b>

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

売上高	百万円	
完成工事高	487,698	
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	434,458	
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	53,239	
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>26,147</b>	
<b>営業利益</b>	<b>27,092</b>	
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	1,451	
その他	636	2,088
<b>営業外費用</b>		
支払利息	998	
投資事業組合運用損	470	
債権売却損	248	
その他	413	2,130
<b>経常利益</b>	<b>27,049</b>	
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	4,209	
その他	69	4,279
<b>特別損失</b>		
減損損失	735	
訴訟関連損失	429	
その他	230	1,394
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>29,934</b>	
法人税、住民税及び事業税	9,714	
法人税等調整額	153	9,868
<b>当期純利益</b>	<b>20,066</b>	
非支配株主に帰属する当期純損失	△2	
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>20,068</b>	

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資産の部	百万円	負債の部	百万円
<b>流動資産</b>	<b>[266,657]</b>	<b>流動負債</b>	<b>[172,891]</b>
現金預金	33,861	電子記録債務	28,003
受取手形	112	工事未払金	50,586
完成工事未収入金	205,300	短期借入金	17,375
未成工事支出金	6,694	リース債務	22
未収入金	18,054	未払法人税等	6,829
その他	2,660	未成工事受入金	16,309
貸倒引当金	△26	預り金	38,401
		完成工事補償引当金	543
		工事損失引当金	711
		賞与引当金	2,997
		その他	11,110
<b>固定資産</b>	<b>[98,355]</b>	<b>固定負債</b>	<b>[51,488]</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>(24,055)</b>	社債	8,500
建物・構築物	5,980	長期借入金	28,801
機械・運搬具	733	リース債務	78
工具器具・備品	462	株式給付引当金	205
土地	16,551	退職給付引当金	13,496
リース資産	102	その他	406
建設仮勘定	224		
<b>無形固定資産</b>	<b>(1,898)</b>	<b>負債合計</b>	<b>224,379</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>(72,401)</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	14,132	<b>株主資本</b>	<b>[132,139]</b>
関係会社株式	27,245	資本金	30,108
その他の関係会社有価証券	11,643	資本剰余金	15,171
長期貸付金	13,139	資本準備金	7,000
長期前払費用	56	その他資本剰余金	8,171
繰延税金資産	3,403	利益剰余金	91,104
その他	2,782	利益準備金	559
貸倒引当金	△1	その他利益剰余金	90,544
		繰越利益剰余金	90,544
		自己株式	△4,243
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>[8,494]</b>
		その他有価証券評価差額金	8,494
		繰延ヘッジ損益	△0
<b>資産合計</b>	<b>365,013</b>	<b>純資産合計</b>	<b>140,633</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>365,013</b>

## 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

売上高	百万円	
完成工事高	373,085	
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	332,772	
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	40,312	
<b>販売費及び一般管理費</b>		
	20,098	
<b>営業利益</b>		<b>20,214</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	4,164	
その他	394	4,558
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1,007	
投資事業組合運用損	470	
債権売却損	246	
その他	286	2,011
<b>経常利益</b>		<b>22,762</b>
<b>特別利益</b>		
関係会社株式売却益	3,763	
投資有価証券売却益	446	
その他	35	4,244
<b>特別損失</b>		
減損損失	548	
訴訟関連損失	429	
その他	149	1,126
<b>税引前当期純利益</b>		<b>25,881</b>
法人税、住民税及び事業税	7,440	
法人税等調整額	303	7,744
<b>当期純利益</b>		<b>18,136</b>

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 熊 谷 組  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所  
指定社員 公認会計士 榎 本 尚 子  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 菅 野 進  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社熊谷組の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊谷組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 熊 谷 組  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所  
指定社員 公認会計士 榎 本 尚 子  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 菅 野 進  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社熊谷組の2025年4月1日から2026年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。なお、当社は、2025年6月27日開催の第88期定時株主総会におきまして監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社に移行する前の2025年4月1日から2025年6月27日定時株主総会終了時までの監査につきましては、監査役会設置会社当時の監査役（監査役会）が実施した監査内容を引き継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告としております。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社 熊谷組 監査等委員会  
常勤監査等委員 川野輪 政 浩 ⑩  
監査等委員 山田 章 雄 ⑩  
監査等委員 上田 美 帆 ⑩

(注) 監査等委員 山田章雄及び上田美帆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

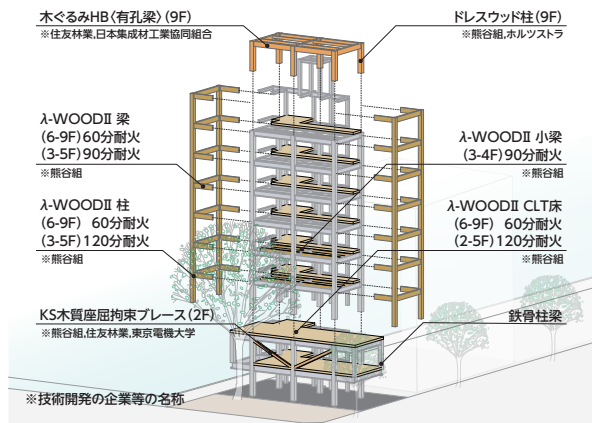
以 上

# TOPICS

## 木造と鉄骨造が融合する「KiGi AKIHABARA」を施工 ～住友林業との協業による中大規模木造建築の最前線～

 熊谷組 ×  住友林業 ×  = with TREE

### 令和6年度 優良木造建築物等整備推進事業



当社は、住友林業株式会社と共に、株式会社サンケイビル初となる木造・鉄骨造ハイブリッド構造オフィス「KiGi AKIHABARA」を施工しました。本工事は当社の設計施工であり、設計段階から両社の高度な木造技術を融合させています。

#### ■ 新技術や独自の技術を導入

当社の新技術「環境配慮型λ-WOODII 1.5時間耐火梁」や「ドレスウッド」、並びに「CLT1、2時間耐火床」を導入することで、高い耐火性能を備えた木造・鉄骨造ハイブリッド構造のオフィスビルを実現します。さらに、住友林業の「木ぐるみハイブリッド有孔梁」や、両社らが共同開発した「KS木質座屈拘束ブレース」を採用する事で建物全体で約87m<sup>3</sup>の木材を使用しています。また、柱・梁・床などの構造体の他、「木質OA床」も取り入れ、木を活かした多様な内部空間を創出します。

#### ■ 脱炭素社会への貢献と地域に開かれた景観創出

設計段階で鉄骨を木材や電炉鋼材へ置き換えることにより、躯体全体で379tのCO<sub>2</sub>削減を達成しました。さらに「ZEB Ready」の採用により、運用時のエネルギー削減も図ります。また、木の温もりを感じる内部空間に加え、1・2階の共用部を地域へ開放することで、木造建築の魅力を発信し、秋葉原の街に新たな景観を創出します。

これらの先進的な取り組みが評価され、本工事は、国土交通省の「令和6年度 優良木造建築物等整備推進事業(先導枠)」に採択されました。

【優良木造建築物等整備推進事業】：2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや、木造化に係る先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトの実施に要する費用の一部を補助することを目的とした事業。応募のあった提案について、事業の要件等を踏まえた審査が行われ、採択されます。

## カベワンGP2025にて「総合優勝」「準優勝」「耐震部門賞」を受賞 ～中大規模木造建築における高い技術力を証明～

当社は、中期経営計画の強化項目の1つとして掲げる中大規模木造建築分野における取り組みとして、木造建築技術の向上と若手社員の育成を目的に「カベワンGP2025」に出場しました。本大会は参加チーム自ら設計・施工した木造耐力壁の耐震性やデザイン性、環境性などの性能を競うものです。2回目の出場となる今回は、昨年の初戦敗退という悔しさを糧に社内横断プロジェクトとして試作・検証を重ね、以下の大きな成績を収めることができました。

●総合評点：『総合優勝』（現行方式導入後で歴代2位の高得点を記録しました。）

※総合評点=(最大耐力点+耐震評点+デザイン評点)÷(材料費+加工費+施工費+環境負荷費)

●トーナメント戦：『準優勝』

(2チームの壁を並べて設置して油圧ジャッキで繋ぎ、綱引きの要領で引き合い、先に壁が破壊されたほうが敗退となるトーナメント戦。決勝では5トンを超える力で引き合う激戦となりました。)

●耐震部門：『耐震部門賞』

(地震時の粘り強さを示す「耐震評点」で最高評価を獲得しました。)

当社は今後も、木造建築技術の向上と人財育成を通じて、持続可能な建築の発展に貢献してまいります。



## NHK『新プロジェクトX～挑戦者たち～』にて当社が難所難物に挑戦した 「半世紀の悲願 北陸新幹線～飯山トンネルを穿て～」が放送されました。

2015年に開業した北陸新幹線の建設において、「世紀の難工事」として業界内で語り継がれる飯山トンネル全6工区のうち、当社は富倉工区を担当しました。2026年1月にNHKで放送された『新プロジェクトX～挑戦者たち～』では、軟弱地盤や大量の湧水等の厳しい条件や隣接工区での大規模崩落といった困難へ立ち向かう当社社員と協力会社の奮闘が紹介され、当社の「難所難物」に挑戦する企業姿勢と難工事を完遂する技術力の高さを社会に示しました。

当社HPでは、歴史的プロジェクトを成功に導いたキーパーソンに焦点を当て、工事中の裏話や現場に対する想いなど、番組に収まりきらなかったコンテンツをご覧ください。

<当社ウェブサイト>

<https://www.kumagaigumi.co.jp/works/pickup/iiyama-tunnel.html>



# 株主総会会場ご案内図

開催  
日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

開催  
場所

東京都新宿区津久戸町2番1号  
当社 東京本社 大会議室  
電話03-3260-2111（大代表）



J R

飯田橋駅東口より徒歩5分

東京メトロ有楽町線・南北線・東西線

飯田橋駅（出口B1）より徒歩3分

都営地下鉄大江戸線

飯田橋駅（出口C1）より徒歩2分



見やすい  
ユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。



森林に配慮して  
適切に管理された  
森林認証紙を  
採用しています。

